

青森市道路占用料徴収条例 占用料 新旧対照表

青森市道路占用料徴収条例 別表

占用物件		単位	改正前 占用料	改正後 占用料	差		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 (※3条以下の電線を支持するもの)	1本につき1年	570円	670円	100円		
	第2種電柱 (※4条又は5条の電線を支持するもの)		870円	1,000円	130円		
	第3種電柱 (※6条以上の電線を支持するもの)		1,200円	1,400円	200円		
	第1種電話柱 (※3条以下の電線を支持するもの)		510円	600円	90円		
	第2種電話柱 (※4条又は5条の電線を支持するもの)		810円	960円	150円		
	第3種電話柱 (※6条以上の電線を支持するもの)		1,100円	1,300円	200円		
	その他の柱類		51円	60円	9円		
	共架電線その他上空に設ける線類 (※電柱又は電話柱の設置者以外の者が設置する電線)	長さ1mにつき1年	5円	6円	1円		
	地下に設ける電線その他の線類		3円	4円	1円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	590円	100円		
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	300円	360円	60円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	1,200円	200円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	500円	80円		
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,800円	1,900円	100円		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,000円	1,200円	200円			
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (※水道管、下水道管、ガス管など)	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	21円	25円	4円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		30円	36円	6円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45円	54円	9円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61円	72円	11円		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		91円	110円	19円		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120円	140円	20円		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210円	250円	40円		
	外径が0.7m以上1m未満のもの		300円	360円	60円		
外径が1m以上のもの	610円	720円	110円				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3円	4円	1円
		その他のもの	10円		12円	2円	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810円	960円	150円	
		上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	510円	600円	90円	
		地下に設けるもの		300円	360円	60円	
その他のもの(※鉄道、軌道その他これらに類するもの)		1,000円	1,200円	200円			

占有物件			単位	占有料	占有料	差
法第32条第1項第4号に掲げる施設 (※歩廊、雪よけその他これらに類するもの)				1,000 円	1,200 円	200 円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	AIに0.004を乗じて得た額	AIに0.004を乗じて得た額	増減なし
		階数が2のもの		AIに0.006を乗じて得た額	AIに0.006を乗じて得た額	増減なし
		階数が3以上のもの		AIに0.007を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額	0.001ポイント増
	上空に設ける通路 (※渡り廊下)			900 円	950 円	50 円
	地下に設ける通路			540 円	570 円	30 円
その他のもの		1,000 円	1,200 円	200 円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 (※露店、商品置き場など)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	18 円	19 円	1 円
その他のもの		占有面積1㎡につき1月	180 円	190 円	10 円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。) (※電柱巻付看板等含む)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180 円	190 円	10 円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,800 円	1,900 円	100 円
	標識		1本につき1年	810 円	960 円	150 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18 円	19 円	1 円
		その他のもの	1本につき1月	180 円	190 円	10 円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中の施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	18 円	19 円	1 円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	180 円	190 円	10 円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800 円	1,900 円	100 円
		その他のもの		900 円	950 円	50 円
	令第7条第2号に掲げる工作物 (※太陽光・風力発電設備)			占有面積1㎡につき1年	1,000 円	1,200 円
令第7条第3号に掲げる施設 (※津波からの避難施設)				AIに0.031を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額	0.003ポイント増
令第7条第4号に掲げる工事中の施設及び同条第5号に掲げる工事中の材料 (※工事板囲、足場、詰所など)			占有面積1㎡につき1月	180 円	190 円	10 円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 (※耐火建築物の建替えに伴う仮設店舗)				100 円	120 円	20 円
令第7条第8号に掲げる施設 (※食事施設、購買施設など、利用者の利便の増進に資するもの)	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			AIに0.012を乗じて得た額	AIに0.013を乗じて得た額	0.001ポイント増
	上空に設けるもの			AIに0.017を乗じて得た額	AIに0.018を乗じて得た額	0.001ポイント増
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		AIに0.004を乗じて得た額	AIに0.004を乗じて得た額	増減なし
		階数が2のもの		AIに0.006を乗じて得た額	AIに0.006を乗じて得た額	増減なし
		階数が3以上のもの		AIに0.007を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額	0.001ポイント増
その他のもの			AIに0.025を乗じて得た額	AIに0.026を乗じて得た額	0.001ポイント増	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物(※高架下の駐車場、店舗など)		占有面積1㎡につき1年	AIに0.015を乗じて得た額	AIに0.017を乗じて得た額	0.002ポイント増
	その他のもの			AIに0.011を乗じて得た額	AIに0.012を乗じて得た額	0.001ポイント増
令第7条第11号に掲げる 応急仮設建築物 (※被災者の居住の用に供するもの)	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.015を乗じて得た額	AIに0.017を乗じて得た額	0.002ポイント増
	上空に設けるもの			AIに0.022を乗じて得た額	AIに0.024を乗じて得た額	0.002ポイント増
	その他のもの			AIに0.031を乗じて得た額	AIに0.034を乗じて得た額	0.003ポイント増
令第7条第12号に掲げる器具 (※自転車を駐輪させるための車輪止装置など)				AIに0.025を乗じて得た額	AIに0.026を乗じて得た額	0.001ポイント増